《令和2年度受付開始》 内に持ち家を建設する方、又は改め住環境の向上と定住の促進を図り、 又は改修する方等に対して奨励金を交付します 活力ある町づくりを推進するため、 町

# 任宅改修 受付期間内に申し込みが必要です、住宅改修奨励金を希望される方は、

### ●対象となる改修工事、 区分

奨励金交付決定前に着工していな①町内建設業者が請負う改修工事で、 い工事

- ②改修に要する費用が50万円 額等含む) 以上 (消費税
- ③住宅の増築、 住宅の居住性を高める改修工事、環高めるための改修工事、塗装、補強、 境負荷低減に資する改修工事など 改築、 住宅の 耐久性を

きます

は、町ホームページをご覧ください。※詳しくは下記担当へお問い合わせ、又

### ●受付期間

4月17日 (金) 間 令和2年4月1日(水)~ ※土・日・祝日を除く

前8時30分から午 後5時15分

後1時を除く)

## いる住宅は、

## ●奨励概要 改修費用の20%で、

③予算の範囲内での実施のため、 者多数の際は抽選となる場合があ 申込

# 建設課住宅係

場

所

※一度、 住宅改修奨励金の交付を受け (役場2階4番窓口)

※申込書は町ホー ダウンロー せん。 ムページからも 申し込みできま



- ①建築後10年以上を経過しの1奨励金の額は、改修費用の10円が限度です。 を確約される方です。 19年以上の定住温した住宅の

### 住 宅 新 築

### ●新築必須要件 60 万 円

①床面積80㎡以上、10 **^**。 10年以上の定住を

### ●加算要件

家を建設する場合(転入後1年以内②町外に2年以上住まれた方が持ち供がある場合 3万円円の申請時に同居する中学生以下の子 ③町内の業者に発注する場合 に申請する場合を含む) 内で生産又は製品化された木材 北海道内の森林から産出され、町町内の業者に発注する場合 20万円に申請する場合を含む) 20万円 を10㎡以上使用 した場合 地町

m当たり3万円。加算要件④との取得した業者が施工した場合は、1材を1㎡以上使用し、CoC認証を⑤北海道内で森林管理認証された木

20 万 円

※必須要件の ※工事着手前に申請が必要です。 下切捨て) ます 要件を加えた額が、 妄件の60万円に、該当する加算培て) - 上限40万円(使用量については小数点以 奨励金額となり

●対象となる中古住宅と奨励概要

①建物の固定資産税課税標準額 150万円以上 奨励金の額30万円

00万円以上150万円 未満

※課税標準額は、 に記載されています。 固定資産税の納付書 奨励金の額20万円

②申請後10年以上の定住を確約さ る方を対象とします。 れ

※申請は売買後1年以内です。

### ◎各奨励金 の 留意事項

スタンプ会発行の商品券で交付します。会員の取扱店で利用できる津別町商工単位、10万円上限)を、津別町商工会 奨励金のうち10パーセント (1万円

# い合わせ・申し込み先

7 建設課住宅係(役場2階4番窓口)

# (内線255、25

# 部を 用 助

## 【空家活用 (改修)】

## ■対象となる空家

家には、

改修するこ

とにより利活用が可

能になる空家もあり

います。

これらの空

町内に空家が増えて

0) 空家 津別町空家等情報登録制度に登録済み

## 対象となる者

①空家の改修工事を賃貸

の有無を問いません。) たは管理者(町内在住 の目的で行う所有者ま

る方に費用の一部をため、空家を改修す

成します

空家を有効活用する

②所有者の許可を受けて自身の居住を

れまた、

安全性の低下 適切に管理さ

# 対象となる改修工事

)津別町内( 工事で、 い工事 補助金申 補助金申請前に着工していなの業者又は申請者が行う改修

を及ぼして

いる空家

住民の生活に悪影響 景観の阻害など地域 や公衆衛生の悪化、

持させるための修繕や改修工事
②住宅の安全性、耐久性及び居住 ※町外の業者が請け負うものは、 耐久性及び居住性を維 対象と

3 する。

なりません。 5 年間は居住に使用

を取り壊す方に費用

一部を助成

心ます。

これまで同様、 があります。

空家

### ■補助額

※申請には業者等の見積書が必要です。 50万円が上限です。 補助額は、工事金額の2分の1と、

# 【空家撤去】

## ■対象となる空家

物置などの附属家です。工場や倉庫、の併用住宅を含む)とそれに附属する②撤去工事の範囲は専用住宅(店舗等と ①3年以上使用している廃屋が対象です。 使用する予定のない空家と、放置さ 社宅は対象となりません。 と、放置されまたは今後

# 対象となる所有者

せ る場合は、 ん。所有者が代理の方に申請を依頼す町内在住の有無や個人・法人を問いま 委任状が必要です。

# 対象となる撤去工事

別町内の業者が取り壊し請け負う工

事です。

する方に

※町外の業者が請け負うもの、

または個

ませ

人が行なうものは対象とはなり

②補助額は、 ■対象となる工事金額・ 補助額は25万円から50万円です)。 50万円が上限です(したがって実質の 取り壊し工事金額は50万円以上です。 工事金額の2分の1 補助額 とし、

# ■受付定数は20件

事前に業者へ相談してください。※申請には業者からの見積書が必要です。

た時点で締め切りとなります。は20件を定数としています。定今年度、受け付ける事業(撤 。定数に達し(撤去工事)

## ◎活用・ 撤去の受付期間

期 間 令和2年4月1 (土・日・祝日を除く)

時 定午 午前8時30分~午後5 午後1時を除 時15分

(内線2555、256) **1**76-2151 建設課住宅係(役場2階4系 合わせ・ 申し込み先 番窓口)